

大情審答申第 334 号
平成 25 年 3 月 28 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成24年 3 月14日付け大住吉市民第194号及び平成24年 4 月26日付け大住吉市民第19号により諮問のありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 24 年 1 月 4 日付け大住吉市民第 150 号により行った不存による非公開決定（以下「本件決定 1」という。）及び平成 24 年 2 月 17 日付け大住吉市民第 173 号により行った不存による非公開決定（以下「本件決定 2」といい、本件決定 1 及び本件決定 2 を総称して「本件各決定」という。）に対する異議申立ては、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると認められるので、却下すべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成 23 年 12 月 22 日、大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、実施機関に対し、別表 1 の（い）欄に記載の旨の公開請求を行った。

また、異議申立人は、平成 24 年 2 月 3 日、同条に基づき、実施機関に対し、別表 2 の（い）欄に記載の旨の公開請求を行った。

2 公開請求に対する決定

実施機関は、別表 1 の（い）欄に記載の公開請求のうち「②『荻田どんぐり公園』内の時計に関して記入されている作業報告書」（以下「本件請求 1」という。）については、本件請求 1 に係る公文書（以下「本件文書 1」という。）を保有していない理由を別表 1 の（う）欄のとおり付して、条例第 10 条第 2 項に基づき、本件決定 1 を行った。

なお、実施機関は、本件決定 1 のほかに、別表 1 の（い）欄に記載の公開請求のうち「①『みんなでつくろう住みよい住吉ひろがり』の第 1 号から第 19 号」については、平成 24 年 1 月 4 日付けで大住吉市民第 148 号により公開決定を、また大住吉市民第

149号により不存在による非公開決定を行っている。

また、別表2の(い)欄に記載の公開請求(以下「本件請求2」といい、本件請求1及び本件請求2を総称して「本件各請求」という。)については、本件請求2に係る公文書(以下「本件文書2」といい、本件文書1及び本件文書2を総称して「本件各文書」という。)を保有していない理由を別表2の(う)欄のとおり付して、条例第10条第2項に基づき、本件決定2を行った。

3 異議申立て

異議申立人は、別表1及び別表2の(え)欄に記載の各年月日に、本件決定1及び本件決定2を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づき、それぞれ異議申立て(以下本件決定1に対する異議申立てを「本件異議申立て1」と、本件決定2に対する異議申立てを「本件異議申立て2」といい、両者を総称して「本件各異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

- (1) 平成20年2月作成「地域の安全対策業務(基本的な業務の業務内容)」によれば、その3ページ目に点検報告を求め、その様式まで決めている。
- (2) 平成24年1月24日ゆとりとみどり振興局南部方面公園事務所より提供された時計修理の顛末書において、苅田どんぐり公園の時計について市民よりの故障連絡は3件あるが、区職員よりの報告は全くない。
- (3) 理由説明書を見ると、12月19日に巡回巡視をしなかったため、時計の故障に気付かなかつたと読める。
- (4) 住吉区役所のこの職員達は本当に、公園巡回・巡視点検をし、公園事務所に報告書を今でも提出しているのか。本当に巡回巡視をしたのか。ウソの報告書ではないのか。報告に記載がないから本件文書1は不存在か。
- (5) 正しい報告書を作成させないのか。今からでも遅くないので、市民協働課所属職員達の保身のため、正しい作業報告書の再作成を求める。

2 本件決定2について

(1) 理由欄は正しく書く事

- ア ゆとりとみどり振興局緑化推進部南部方面公園事務所より入手した資料によると、平成23年11月2日17時10分に特定職員が電話で、所管公園事務所に連絡し不備な点を伝えている。
- イ 本当に決定通知書にある様に、同日、特定職員は現場(墨江丘公園)で電話をし、現場で直接公園事務所職員に引き継いだのか。
- ウ 同日の作業報告書及び関係職員の聞きとりから、当初現場にいたのは、特定職員ではなく、別の職員であると思料される。
- エ 特定職員達はそこまでする・そこまで外勤する・そこまで責任感のある者達で

はないので、この架電も区役所内よりしたものであると思料できる。

オ 故に、この理由欄はウソであるので正しく書く事を求める。

(2) 業務は基本に戻る事

ア 何時から勝手に住吉区役所は「公園巡視点検カード」を作成せず、直接所管公園事務所に電話したり、面談しているのか。

イ なぜ「地域の安全対策業務（基本的な業務の業務内容）」（平成20年2月作成）を無視するのか。

南部方面公園事務所は住吉区役所の勝手な行為に困り「要望等記録票」で記録を残そうと苦慮している。

そもそもこの「要望等記録票」は市民よりの職員の職務に関する要望を残すものである。

故に、住吉区役所は平成20年2月の基本に戻る事を求める。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1について

(1) 平成20年2月に市民局において作成された「地域の安全対策業務（基本的な業務の業務内容）」において、「小公園の巡視点検作業」について書かれており、「目的」として「小公園の施設の安全点検を実施し、施設利用に関わる事故の発生を防止するとともに、不法投棄対策など公園の適正利用を確保することを目的とする。」とある。「作業内容」で「公園施設の安全点検」として「【主な公園施設】・遊戯器具（ブランコ、スベリ台、スプリング遊具、鉄棒、ジャングルジム、石山、総合遊具など）・砂場（フェンス含む）・ベンチ・スツール（いす）・パーゴラ（日陰棚）・外周柵、フェンス・給排水設備・便所・樹木の安全点検の実施すること」としている。

(2) 地域安全対策業務職員による巡回巡視において、小公園の巡視点検業務も行っているが、異議申立人が主張する平成23年12月19日における荻田3丁目にある「荻田どんぐり公園」の時計の故障については、確認されなかった。

また、12月分の「作業報告書」を確認したところ、「荻田どんぐり公園」の時計の故障について記載がなく、本件文書1が存在しなかったことから、本件決定1を行ったものである。

2 本件決定2について

(1) 平成20年2月に市民局において作成された「地域の安全対策業務（基本的な業務の業務内容）」において、「小公園の巡視点検作業」について書かれており、小公園の施設の安全点検を実施し、主な公園施設の安全点検を実施することとしている。

(2) さらに、巡視点検作業終了後、それぞれの所管公園事務所へ点検結果を報告することとし、報告様式は「公園巡視点検カード」を使用することとされている。

なお、緊急を要する場合は、現場から直接公園事務所に連絡し、公園事務所の指示に基づいて応急処置を行うこととされている。

(3) 実施機関としては、遊具の破損などについては子どもの負傷などに配慮し、緊急

を要する場合と判断し、現場から直接公園事務所に連絡するようにしていた。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は本件各文書が存在しないことを理由に本件各決定を行ったのに対して、異議申立人は、公文書の公開の可否や公文書の存否ではなく、本件決定1については、公文書の作成の要望を、本件決定2については、架電場所が現場であるか否かの指摘と公園の巡視点検作業のあり方についての提言を行っている。

したがって、本件各異議申立ての争点は、公文書の公開の可否や公文書の存否ではなく、行政不服審査法の趣旨に鑑みた、本件各異議申立ての適法性である。

3 本件各異議申立てに至る経過について

異議申立人は、本件各文書が存在するかを、公園巡視点検カードの提出先であるゆとりとみどり振興局に確認をし、その結果、存在しないことを認知した上で、本件各異議申立てを行っている。

この間の経過は、それぞれの異議申立書から明らかであるが、念のため、当審査会において、ゆとりとみどり振興局に本件各文書の存否を確認したが、存在しないとのことであった。

4 本件各異議申立ての適法性について

当審査会で確認したところ、異議申立人は本件各文書が存在しないことを認知した上で本件各異議申立てを行っているものと認められる。本件異議申立て1については、公文書の作成を求めるというもので、また本件異議申立て2については、架電場所が現場であるか否かの指摘と業務はこうすべきであるという主張であり、異議申立書や意見書において、異議申立人が特定の職員を名指しした上で論難していることなどを踏まえると、そもそも異議申立ての趣旨が、実施機関の行政運営に対する自身の不満や主張を述べているものと認められる。

もとより、情報公開制度は、第5の1で述べたように、「公文書の公開を請求する市民の権利」を何人にも保障するための制度であり、当審査会は、条例第20条に規定されているように、公文書の公開請求に係る公開決定等に対する不服申立てについて、実施機関が行う諮問に応じ、条例に基づき調査審議することを主たる役割としているところ、本件各異議申立てが、行政不服審査法の趣旨に照らして適法か否かが問題となる。

ここで、そもそも情報公開制度は適正な行政運営を目指すものであるが、本件各異議申立てについては、公文書の存否を争うものではなく、実施機関の行政運営に対する自身の要望を述べているに過ぎず、異議申立人が特定の職員を名指しした上で論難していることなどを踏まえると、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると言わざるを得ず、不適法となることから、行政不服審査法第 47 条第 1 項に基づき却下すべきである。

5 結論

以上により、第 1 記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 井上英昭、委員 松本和彦、委員 小林邦子、委員 西村枝美

別表1（本件決定1）

(あ)	決定	平成24年1月4日付け大住吉市民第150号 不存在による非公開決定
(い)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容は内容	①「みんなでつくろう住みよい住吉ひろがり」の第1号から第19号 ②「苺田どんぐり公園」内の時計に関して記入されている作業報告書〔本件請求1〕
(う)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	平成23年12月の作業報告書に、苺田3丁目にある「苺田どんぐり公園」の時計の故障を報告する内容の記載がなく、本件文書1が存在しないため。
(え)	異議申立て年月日	平成24年2月15日 〔本件異議申立て1〕

別表2（本件決定2）

(あ)	決定	平成24年2月17日付け大住吉市民第173号 不存在による非公開決定
(い)	公開請求書に記載された公文書の件名又は内容は内容	平成20年2月発行「地域の安全対策業務（基本的な業務の業務内容）」は、巡回・巡視点検作業終了後、それぞれの所管公園事務所へ点検結果を、「公園巡視点検カード」で報告すると決めている。故に住吉区における平成23年10月～平成24年1月分の「公園巡視点検カード」〔本件請求2〕
(う)	公開請求に係る公文書を保有していない理由	平成20年2月作成の「地域の安全対策業務（基本的な業務の業務内容）」には、公園の「巡回・巡視点検作業終了後、それぞれの所管公園事務所へ点検結果を報告する。報告様式は、『公園巡視点検カード』を使用」としているが、現実には早急な対応が必要なため、不備な点を発見した場合に、現場から所管公園事務所に連絡を取り、現場で直接公園事務所職員に引き継いでいるため、「公園巡視点検カード」を作成する必要がないことから作成しておらず、本件文書2が存在しないため。
(え)	異議申立て年月日	平成24年3月26日 〔本件異議申立て2〕

(参考) 答申に至る経過

平成23年度諮問受理第85号(以下「第85号」という。)及び平成24年度諮問受理第2号(以下「第2号」という。)

年 月 日	経 過
平成24年3月14日	諮問(第85号)
平成24年4月26日	諮問(第2号)
平成24年6月12日	実施機関から実施機関理由説明書の提出(第85号)
平成24年8月29日	異議申立人から意見書の提出(第85号)
平成24年9月11日	実施機関から実施機関理由説明書の提出(第2号)
平成24年9月21日	審議(論点整理)
平成24年10月19日	異議申立人から意見書の提出(第2号)
平成24年10月26日	審議(論点整理)
平成24年11月27日	審議(答申案)
平成25年3月5日	審議(答申案)
平成25年3月28日	答申